

建基法見直しに関する検討会 さらに延長へ

「建築基準法の見直し検討委員会」は、最終回とされた6月30日から延長され、さらに検討を重ねることになりました。これまでの8回の検討会では、議論をまとめるまでには至りませんでした。8月5日の検討会は「構造計算適合性判定」を中心に、大臣認定プログラム、規制緩和が議論されました。次回では、座長である首都大学東京の深尾精一教授が取りまとめ案を作成し、意見交換をした上で、検討会の取りまとめをすとしていきます。しかし、必ずしも次回で終わらないことも明らかにされました。深尾座長は、「適合性判定制度」のほか、「建築確認審査期間」「厳格化」に加え、「主要3テーマ以外でも有益な意見を生かすようにしたい」「これまで出た主要な意見について提示したい」「両論併記になるが、整理しバランスのとれたものにした」と述べています。

今回の建基法見直し委員会での検討内容では、構造偽装事件が発端であっただけに、構造を中心とする「適合性判定制度」、確認申請に伴う「建築確認審査期間」「厳格化」についての意見交換が主体となりました。設備資格問題は構造資格に伴い発生したのですが、我々設備技術者にとっては、長く願っていた資格の見直しの機会となっています。設備資格見直しはこの機会を逃すと、また10年単位での先送りとなる可能性があります。設備については、本委員会において(社)日設事協の尾島会長、(社)建築設備技術者協会の牧村前会長を始め、10人の委員の方々から「建築設備資格のあるべき姿」が提言されてきました。第8回の最終発言者となった牧村氏は「設備については、これまでに多くの有難い意見をいただいた。しかし、反論もいただきたい」と議論が深まることを要望しました。是非とも、委員の方々の一致した意見を基にして、監督官庁である国土交通省が前向きな姿勢で取りまとめてくれることを期待します。第9回となる次回会合は、9月上旬に予定されています。設備技術者にとって望まれる結果になることを強く願います。

委員会の報告

6月24日発行の「協会だより32号」以降の各委員会では次のような活動、審議、報告を行いました。

<総務委員会>

1. 事業計画の執行と収支について
2. 建築設備関連の法制度の動向について

<業務環境改善委員会>

1. 建築設備賠償責任保険について
2. オープンデスクについて
3. 消防設備士試験準備講習会について

<環境・技術委員会>

1. 今年度の委員会活動とセミナーについて

<公益・事業委員会>

1. 今年度開催セミナーについて
- <広報・情報委員会>

1. 会誌MET11号の記事内容の検討と査読
2. 協会だより33号への情報収集と検討
3. 建築設備士に関する記事アンケートについて
4. H.Pの情報更新

<賛助会>

1. 協会の最近の動きについて

●「業務報酬基準の適正活用検討研究会」スタート●

(財)建築技術教育普及センターでは、この度、標記の独自の研究会をスタートさせました。今回の研究会は、平成21年1月に示された設計・監理の業務報酬基準「国土交通省告示15号」を建築事務所が適正に活用するため、「実務者のための業務報酬基準の積算指針(仮称(案))」を作成することを目的とし、告示内容の具体例を示すとしています。同研究会は「積算運用指針調査・検討WG(略称:指針WG)」と「業務量調査・検討WG」から成り立っています。指針WGは「総合・意匠分科会」「構造分科会」「設備分科会」で構成され、設備分科会のメンバーには、先の告示改定における「業務報酬基準改定委員会」でも委員を務めた山下 開氏((株)日建設計)に加え、総合事務所から伊藤 学氏((株)久米設計)、齊藤忠夫氏((株)山下設計)、設備専門事務所から相川道夫氏((株)森村設計)が参加しています。今後のスケジュールは3回のWGを経て、12月中旬までに5回の研究会が予定されています。

●法適合確認 委託先確保 9割問題なし●

日刊建設通信新聞(7月15日)によれば「新・建築士制度普及協会は、09年5月から11月に「法適合確認」をした3,218事務所を対象に実態調査を行い、906事務所からの回答結果をまとめた。外部に法適合確認を依頼した事務所では、構造・設備ともに、約9割の事務所が委託先の確保に問題なしと回答。設備の場合では、法適合確認を依頼したことのある事務所は約5割(12事務所)。外部委託した範囲は、設備図を含め設計している事務所が4割に当たる5事務所。4事務所が設備設計を含め外部委託していた。一方、受託事務所側では、29%に当たる42事務所が受託する意向がなく、71%に当たる102事務所が受託する意向があると答えた。受託しない理由としては、業務量の増大が4割、他の事務所の設計に責任を持つのは困難が約3割、責任・業務量に応じた報酬が得られないが約2割」と責任の重さとそれに伴う報酬が十分でない実態が明らかにされています。

●建築設備士一次試験966人が合格●

2010年度の建築設備士の第一次試験(学科)の結果が(財)建築技術教育普及センターから発表されました。全国7都府で、2,729人が受験し、うち966人が合格。合格率は35.4%でした。第2次試験(設計製図)は、8月22日に予定され、テーマは「屋内プールのあるコミュニティセンター」となっています。最終合格者の発表は10月28日に予定されています。

●環境相 修正含めて対応 温暖化法案再提出●

日刊建設通信新聞(7月14日)によれば「小澤鋭仁環境相は、13日の閣議後の記者会見で、先の通常国会で廃案となった地球温暖化対策基本法について「修正を含めて柔軟に対応する」と述べ、臨時国会への法案再提出、成立に向けた野党との修正協議も含め対応する方針を明らかにした。先の通常国会で提出された基本法案は、衆議院は与党の強行採決で通過したが参院送付の後、審議未了で廃案となっていた」と伝えていました。同基本法は華々しく打ち上げられたにも拘わらず、政争だけが報道され廃案となったことさえ明確に伝わっていませんでした。大事な環境行政が骨抜きになっていくことが、それとなく予見される報道でした。

●CO₂削減の専門家 官民共同で育成●

日本経済新聞(7月18日)によれば「CO₂の削減方法を助言する専門家を育成するため、官民共同の事業が始まった。約70の企業・団体(環境コンサルティング会社、空調機メーカーなど)が今春設立した「(社)カーボンマネジメント・アカデミー」は専門家の養成講座を今月から全国で開催。養成講座は約6週間で、全国19都市で開催する。省電力や省エネなどの実務として、削減するCO₂の算定方式や、国内クレジット制度などを含む国の制度も学ばせる。修了生は「地域カーボン・カウンセラー」に認定し、地方自治体や中小企業などに温暖化ガスの削減手法を助言する」と、新たな環境専門家の創設を伝えています。我々設備技術者にとっては、ますます環境への役割が重要になったと言えます。

●農産物のCO₂量表示 「野菜もエコ」アピール●

日本経済新聞(7月21日)によれば「農水省は消費者が店頭で農産物を買うときに、その生産過程で排出されたCO₂の量が分かる表示制度を創設。11年4月から導入予定。栽培に使った電気・燃料などの量に応じ算出するほか、肥料や農薬の生産過程でも、その使用量を抑えた分だけ、排出量も減る仕組み。排出量の表示は、農家の申請に応じ流通や小売りの段階で、農協やスーパーなどが一括請け負うことで検討する」と新たな農産物での「カーボンフットプリント制度」創設の動向を伝えています。

●平成21年度のフロン類破壊量 前年度比5%減少●

熱産業経済新聞(7月25日)によれば「経産省と環境省は「フロン回収・破壊法」に基づく平成21年度のフロン類の破壊量集計結果を発表。同法に基づきフロン類破壊量

者から報告のあった同年度におけるフロン類の破壊量は約3,941トン。平成20年度と比較し5%減少。種類別では、生産消費規制の対象であるCFC(クロロフルオロカーボン)、HCFC(ハイドロクロロフルオロカーボン)の破壊量は減少している一方、オゾン層を破壊しないHFC(ハイドロフルオロカーボン)は前年より増加した。また、業者に引き取られた特定製品別のフロン類回収量は、第1種製品(業務用冷凍空調機器)約2,999トン、第2種(カーエアコン)は約939トンと前年に比べ、それぞれ9%、12%と増加した」と、その後のフロン類破壊量の状況を伝えました。なお、同法は、冷凍空調機器等の廃棄に際し、冷媒(フロン類)の適正な回収・破壊の行程管理を義務付けたものです。

●埼玉県もCO₂削減義務 都に次ぎ2番目●

日本経済新聞(7月26日)によれば「埼玉県が11年度から、大規模なビルや工場などにCO₂の排出削減を義務づける。今年度から実施の東京都に続いて2番目で、骨格はおおむね東京都と同じだ。14年度までに工場は年平均で6%、オフィスビル、商業施設、病院などには原則8%の削減を義務づける。省エネで達成できない場合は、他の事業所からの排出枠購入で、減らしたと見なす独自の「排出量取引」も導入する。工場には県の定めた削減量の2分の1(都は3分の1)までを県外からの排出枠購入でも対応できる。また、森林育成によるCO₂吸収量を削減量と見なす制度も設けた」と伝えていました。首都圏では、自治体が共同で削減義務を検討することも報じられるなど、削減の義務化の動きは全国的な流れに広がりそうな気配が感じられます。

●温暖化対策 先進国で失速 ポスト京都 黄信号●

日本経済新聞(7月29日)によれば「地球温暖化への対応を巡り先進国を中心に推進力がしぼんでいる。「ポスト京都議定書」の枠組み作りに向け、米国は11月の中間選挙も意識して、温暖化ガスの削減目標に踏み込まない方向に傾いた。日本や欧州の動きも鈍く、年内に具体策を合意するのは難しい情勢だ。米上院の民主党が温暖化ガス排出削減の数値目標をはずす方針を決めたことに、オバマ大統領は「現在の政策は持続不可能だ」と悔しさをにじませた。景気が低迷するEUでは、足元の温暖化ガスの排出量が想定より減少し、企業割り当ての排出枠に余剰が発生し、域内取引に混乱を生じる恐れがある。フランスでは3月に炭素税導入を断念するなど、産業界への配慮が先行しつつある」と伝えていました。これらの状況に呼応するかのように、日本でも環境の諸施策が腰折れしそうな気配であるのが気掛かりです。

●温暖化ガス削減目標 APEC、厳格化を検討●

日本経済新聞(8月7日)によれば「アジア太平洋経済協力会議(APEC)は、域内の温暖化ガスの排出削減について、一段と厳しい目標を設定するかの検討に入る。現在は05年比25%減を目指しているが、国際エネルギー機関(IEA)は一段と減らすことも可能との見方を示す。IEAは今回の会合で20年に26%減、30年には37%減の達成が可能と試算。省エネ技術の普及が進めば30年に48%減も可能との見解も示すようだ」と経済や景気を最優先させている先進諸国を尻目に、異例とも思える目標を打ち出そうとする様子を伝えています。

●LED電球 普及加速●

日本経済新聞(8月7日)によれば「LED電球の普及が加速している。全国の家電量販店で電球販売に占める数量比率が7月に19.7%。8月には2割に達する見通し。本格販売は昨年7月に始まり、今年3月に1割を超えたばかり。平均価格が3,000円を切り、品ぞろえも多様になり、普及に拍車。LED電球は、白熱電球に比べ寿命が約40倍、消費電力が7分の1程度で済むのが特長」と急速に進むLED電球の動向を伝えました。

●「業務用ヒートポンプ式給湯設計講習会」のお知らせ●

環境・技術委員会は、平成22年度技術向上セミナーとして標記の講習会を行います。ヒートポンプ式給湯は地球温暖化防止対策の有効な手段の一つです。是非この機会に同システムの設計ポイントを身に付けてください。

開催日時：平成22年9月10日(金)

14:00~16:00

開催場所：東京電力(株) 大崎会議室

申し込みは協会事務局まで。詳しくはホームページをご覧ください。

●新規加入会員のご紹介●

	社名	業種
正会員	(株)コアブレイン	設備設計(衛生、空調、電気)、省エネ計画